

改正

平成15年9月30日規則第53号
平成16年8月27日規則第43号
平成17年5月31日規則第76号
平成18年3月31日規則第46号
平成18年9月29日規則第105号
平成20年4月1日規則第63号
平成22年3月31日規則第40号
平成22年6月30日規則第74号
平成25年3月29日規則第36号
平成26年3月31日規則第23号
平成27年6月30日規則第69号

調布市知的障害者援護施設条例施行規則

調布市知的障害者援護施設条例施行規則（平成12年調布市規則第43号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、調布市知的障害者援護施設条例（平成11年調布市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条及び第3条 削除

（定員等）

第4条 次の各号に掲げる事業の定員は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 条例第3条第1号アに掲げる事業 60人
- （2） 条例第3条第1号イに掲げる事業 60人
- （3） 条例第3条第1号ウに掲げる事業 6人
- （4） 条例第3条第1号エに掲げる事業 6人
- （5） 条例第3条第2号に掲げる事業 30人
- （6） 条例第3条第3号アに掲げる事業 それぞれの事業の合計で32人
- （7） 条例第3条第3号イに掲げる事業 7人

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号及び第5号から第7号までに掲げる事業について市長が

適当と認めた場合は、市長が別に定める定数の範囲内において、同項に定める定員を超えて当該事業を利用させることができる。

第5条及び第6条 削除

(入所等の申込み等)

第7条 条例第8条の規定により調布市知的障害者援護施設（以下「援護施設」という。）に入所し、又はこれを利用しようとする者は、入所等申込書（第1号様式）に条例第4条第1項第1号ア又は同項第2号アに掲げる者に該当することを証する受給者証を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第3条第1号エに掲げる事業を利用しようとする者の申込み等の手続は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、条例第4条第1項第1号イ及び同項第2号イに掲げる者の手続については、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の定めるところによる。

(入所等の承諾等)

第8条 市長は、前条第1項に規定する申込みを受けたときは、その内容を確認するとともに当該申込みを承諾する場合は、援護施設に入所し、又はこれを利用しようとする者及びその家族等に入所又は利用（以下「入所等」という。）の条件等の説明を行い、その同意を得て入所等契約書（第2号様式）により、当該申込みをした者と契約を締結するものとする。

(使用料)

第9条 条例第11条第1項第3号に掲げる規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第11条第1項第3号に掲げる事業を利用した月の属する年度（利用した月が4月から6月までの場合にあつては、利用した月の属する年度の前年度）の当該者の属する世帯の市民税の課税状況（以下「課税状況」という。）に基づき障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）第17条第1号から第3号までに掲げる区分に該当すると市長が認める者 1日当たり750円

(2) 課税状況に基づき施行令第17条第4号に掲げる区分に該当すると市長が認める者 零円
(利用中止に伴う費用負担)

第10条 市長は、条例第3条第1号ウ及びエ、同条第2号並びに同条第3号に掲げる事業を利用しようとする者が病気その他の正当な理由なしに利用することとなっていた事業を利用しない旨の連絡を利用することとなっていた日（以下「当該日」という。）の前日の午後5時までにしな

ときは、条例第11条第2項に規定する食費等の実費を領収することができる。

(使用料の領収時期及び方法)

第11条 条例第11条第1項第1号に掲げる使用料の領収時期及び方法は、入所等契約書に定めるところによる。

2 条例第11条第1項第2号に掲げる使用料の領収時期及び方法は、別に定める。

(入所等の取消し等)

第12条 条例第10条第5号に掲げる市長が入所等を不相当と認めたとときは、次の各号に定めるものをいう。

(1) 利用者及びその保護者（以下「入所者等」という。）が正当な理由なしに使用料又は実費を1月（条例第3条第1号ウに掲げる事業に係る使用料及び実費並びに条例第3条第1号エに掲げる事業に係る実費にあつては1回（利用を開始する日から利用を終了する日までをいう。）分とする。）以上滞納（前条の規定により定められた納付期限までに納付せず、かつ、督促したにもかかわらず、当該納付期限後1月以内に納付しないことをいう。）したとき。

(2) 利用者が病院又は診療所に入院し、その入院期間が3月以内である見込みがないとき、又は3月を経過してもなお退院できないとき。

(3) 第10条に規定する行為を繰り返したとき。

(4) 当該日又は期間において、利用者の健康状態が入所等の全部又は一部のサービスを利用することについて不相当と認められるとき。

(5) 虚偽又は不正の手段により入所等の承諾又は承認（以下「承諾等」という。）を受けたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が入所等を継続させがたいと認めることについて、入所者等に責任があるとき。

2 市長は、条例第10条の規定により、条例第3条各号に掲げる事業（同条第1号ウ及びエに掲げる事業を除く。）に係る入所等の承諾等を取り消す場合は、1月間の予告期間を定めた文書により通知するものとする。

(取消し等の通知)

第13条 市長は、条例第10条の規定により第8条の入所等の契約を解除し、又は入所等を制限し、若しくは停止する場合は、文書により当該入所等している者に通知するものとする。

第14条 削除

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市知的障害者援護施設条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入所又は利用（以下「入所等」という。）に係るものについて適用し、施行日前の入所等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成15年9月30日規則第53号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年8月27日規則第43号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市知的障害者援護施設等条例施行規則の規定は、平成16年4月1日以後の入所又は利用（以下「入所等」という。）に係るものについて適用し、同日前の入所等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成17年5月31日規則第76号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市知的障害者援護施設等条例施行規則の規定は、平成17年度以後の入所又は利用（以下「入所等」という。）に係るものについて適用し、平成16年度以前の入所等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日規則第46号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市知的障害者援護施設等条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入所又は利用（以下「入所等」という。）に係るものについて適用し、施行日前の入所等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月29日規則第105号）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市知的障害者援護施設等条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入所又は利用（以下「入所等」という。）に係るものについて適用し、施行日前の入所等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月1日規則第63号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第40号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の調布市知的障害者援護施設条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の入所又は利用（以下「入所等」という。）に係るものについて適用し、同日前の入所等に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の調布市知的障害者援護施設条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成22年6月30日規則第74号）

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

2 この規則による改正前の調布市知的障害者援護施設条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第36号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（調布市知的障害者援護施設条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3 この規則による改正前の調布市知的障害者援護施設条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成26年3月31日規則第23号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（調布市知的障害者援護施設条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

4 第4条の規定による改正前の調布市知的障害者援護施設条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成27年6月30日規則第69号）

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に行ったこの規則による改正後の調布市知的障害者援護施設条例施行規則第9条（以下「改正後の第9条」という。）の規定による事務に相当する事務は、改正後の第

9条の規定により行ったものとみなす。

第1号様式（第7条関係）

第2号様式（第8条関係）